

令和6年第6回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和6年10月1日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第57号 見附市保育料過誤納金返還要領の制定について

○出席者(5名)

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者(8名)

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	鈴 木 浩
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	岩 崎 濟
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和6年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

会議日程に移る前に、皆様にご報告いたします。

令和6年9月30日をもちまして、小林弘武委員の第4期目の任期が満了いたしました。これにあたり、先の9月市議会定例会に小林委員の再任に係る議案を人事案件として、9月6日付けにて提出し、市議会の同意を得ましたことをご報告申し上げます。

小林委員におかれましては、改めて5期目4年間の任をお引き受けいただくことになりますが、当市教育行政の発展に向け、より一層のお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、小林委員よりご挨拶をお願いいたします。

小林委員

この度、5期目ということでお引き受けいたします。

力不足だと思いますけれども、一生懸命やりますので、また皆さんと力を合わせいきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

教 育 長

小林委員ありがとうございました。

それでは議事に移ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

報告1「9月市議会定例会の一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告1「9月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、関議員、渡辺議員、佐野勇議員、樺澤議員の4名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、関議員から「公共施設の統廃合・再編について」質問がありました。

学校施設長寿命化計画は、令和2年度に老朽化が進む教育インフラの適正な維持管理、更新等を推進することで、機能性能レベルの維持とトータルコストの縮減及び平準化を図ることを目的としており、学校配置等検討委員会については、今後の急激な少子化等の教育環境の変化等も考慮しながら、教育活動のより一層の活性化を目指すために今年の5月に発足した委員会であり、結論ありきで組織されている組織ではないことを答弁いたしました。

また、小中一貫校2校程度に集約し、教育レベルのアップに注力するという方向性については、ひとつのアイデアであるとは思いますが、市教育委員会としては、検討委員会の議論がより幅広く活発なものとなるよう支援しながら見守っていきたいと答弁しました。

次に、渡辺議員から「学校統廃合と公共施設問題」について質問がありました。

学校配置等検討委員会における、保護者や地域住民からの意見聴取の工夫については、昨年度タウンミーティングを実施していることや、ふれあい懇談会でも様々な意見を聞いていること、及び検討委員会から学校現場に対しての質問をおこなっていることから、別途意見聴取をおこなうことは考えていないことを答弁しました。

また、検討状況の情報提供に関しては、広報見附やホームページ、スクールアカウンタビリティなどの機会において周知を図っていきたいと考えていることと、検討委員会後のスケジュールについては、答申の内容によりますが、どのように反映させていくか、市長部局と連携しながら検討を行い、令和7年度に「適正配置方針案」や「適正配置等計画案」を市民に提示し、パブリックコメントやアンケート、説明会などをおこないながら、理解と協力を得られるよう進めていきたいと答弁しました。

次に、佐野勇議員から「認定こども園への支援と地域環境課題・給食費支援について」質問がありました。

保育園、認定こども園への給食費支援について、補正予算に提出している小中学校給食費補助金は、令和6年度産米の仕入れ額高騰による保護者負担を支援するものですが、3歳未満児を除く保育園の給食は、副食費については国が公定価格を示しており、それぞれの施設において公定価格を参考に定めており、主食については実費徴収している園と自宅から持参していただいている園があり、取り扱いが異なっていることから、米の価格高騰に注目した支援は、現段階で考えていないことを答弁しました。

また、保育園、認定こども園で、園児の農業体験の場として遊休農地を有効活用することについては、遊休農地は長い間維持管理がなされていないなど森林化している農地もあり、容易に耕作できる状態に戻せないことから、遊休農地を活用することは難しいと答弁しました。

最後に、樺澤議員から「市立学校配置等検討委員会について」質問がありました。

市立学校配置等検討委員会の進捗状況等については、概ね順調に進捗していることと、各回での内容について説明し、今後のスケジュールについては、答申の内容によりますが、どのように反映させていくか市長部局と連携しながら検討を行い、

令和7年度に「適正配置方針案」や「適正配置等計画案」を市民に提示できるよう進めていきたいと答弁しました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

市立学校配置等検討委員会の答申については、令和7年度に入ったら一応の形を見せていただけるということによろしいでしょうか。

教育部長

検討委員会からの答申の内容にもよりますが、大幅に現在の体制と変わるようであれば少し時間がかかるかもしれませんが、その答申内容を見ながら、令和7年度に適正配置方針案等を提示できるようにしていきたいと考えております。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議第57号「見附市保育料過誤納金返還要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第57号「見附市保育料過誤納金返還要領の制定について」説明いたします。

制定の理由ですが、本要領は8月の定例会において報告いたしました、平成27

年4月から令和6年8月における保育料の過誤納金を返還するために必要な事項を定めるものです。

概要ですが、過誤徴収した保育料のうち、徴収から5年を超えるものについては、金銭債権の消滅時効を5年と定める、地方自治法第236条第1項の規定により還付することができません。それ以前の保育料及びこれに係る利息相当額（経過加算金）については、返還金として、「公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」とする同法第232条の2の規定により支出することを定めるものです。

主な条文を説明します。

第1条では目的を定め、第2条で返還金の法的な支出根拠を定めています。

第4条で返還金の対象者を定め、第2項において返還対象者が死亡している場合は相続人に返還金を支払うものとしています。

第6条で経過加算金の算定は地方税法第17条の4に規定する還付加算金に準じて算出するものとしています。

附則において、この要領は、令和6年10月1日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日または返還対象者のすべてに返還金を支給し終えた日のいずれか早い期日において、効力を失うこととするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

今回のこの規定で、対象になる金額はどれくらいでしょうか。

こども課長

今回まず、還付ということと返還ということがありますが、合わせてお返しする

金額は943万円になります。

そのうち、返還金としてお返しする部分につきましては、今は資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

小林委員

いずれにしても、この金額の内側ということになるのですね。

こども課長

はいそのとおりです。

お返しする際には、返還であっても還付であっても区別なくお返しするという形になっております。

小林委員

ちなみに経過利息は、どれぐらいの利率で計算されるものですか。

こども課長

結果的に、この経過加算金というものは、かからないということになっています。

その仕組みにつきましては、まず経過加算金が2,000円以上のものについて計算をするということで、それ以下であれば経過加算金は使わないということになります。そこで計算し、経過加算金の合計が1,000円に満たないと経過加算金はつかないという計算になります。年額2,500円が最高の金額となっており、その金額に10年間をかけた金額が本当の金額になりますが、計算してもそれに満たないものになっております。

利息は年によって変わりますが、平成26年は1.9%、平成27年から28年は1.8%、平成29年は1.7%、平成30年から令和2年までは1.6%、令和3年は1.0%、令和4年は0.9%という形になっております

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時20分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋 木 可奈子